

エコ・パワー株式会社
「(仮称) 青森県横浜町地点風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成28年5月25日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 青森県横浜町地点風力発電事業計画段階環境配慮書」について、エコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県上北郡横浜町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大50,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月29日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成28年 4月28日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成28年 5月25日

問合せ先: 電力安全課 長村、高須賀、笠原
電話03-3501-1742(直通)

エコ・パワー株式会社
「(仮称) 青森県横浜町地点風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済及び環境影響評価手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。このため、これら風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

1. (2) 並びに 2. (1)、(2) 及び (3) により、騒音等及び風車の影による影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成２７年１０月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

（２）風車の影の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

（３）鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、ガン・カモ類の渡来地として日本の重要湿地５００に選定された小川原湖湖沼群が存在する等、渡り鳥の渡り経路となっているほか、希少猛きん類の生息地となっている可能性がある。このため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念されることから、これら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。特に、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類について、高度も含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう適切な時期・時間帯、回数、区域及び調査方法により調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、影響を予測及び評価すること。その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される場合は、主な経路を避けるとともに可能な限り距離を確保した上で、必要に応じ追加的な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

なお、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成２４年１２月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

（４）景観に対する影響

事業実施想定区域の近傍には、主要な眺望点である吹越烏帽子岳が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言に加え、地域住民やその他の利用者等、関係地域の意見を踏まえること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域内には、吹越烏帽子岳登山道が存在し、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観の変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を極力回避すること。また、設置者、管理者及び利用者等からの意見を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備等からの離隔を確保すること等により、影響を回避又は極力低減すること。